

# 熊本県公報

号外 第 34号  
平成 14年 7月 3日(水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

熊本県手数料条例の一部を改正する条例	(財政課)	3
熊本県住民基本台帳法施行条例	(市町村総室)	3
肥後学園設置条例の一部を改正する条例	(障害保健福祉課)	4
熊本県沿岸漁業構造改善協議会等設置条例の一部を改正する条例	(水産振興課)	4
土地収用法の規定による参考人又は鑑定人の旅費及び手当に関する条例の一部を改正する条例	(用地対策課)	5
熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(学校人事課)	5
熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	( " )	5
熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例	(警察本部)	6
熊本県警察の交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例を廃止する条例	( " )	6
熊本県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例	(財政課)	6
登載依頼		
熊本県議会会議規則の一部を改正する規則	(議会事務局)	6

### 本号で公布された条例のあらまし

#### 熊本県手数料条例の一部を改正する条例

- ( 1 ) 土地収用法の一部改正に伴う手数料の新設及び額の改定  
 仲裁申請手数料を新設することとした。 1件 126,000円  
 土地収用法の一部改正に係る事務手続の増加等に伴い事業認定申請手数料を改定することとした。(改定前)120,000円 (改定後)158,000円
- ( 2 ) 住民基本台帳法の一部改正に伴う手数料の新設  
 本人確認情報開示手数料を新設することとした。 1件 20円
- ( 3 ) 熊本県立技術短期大学の入学料の額を改定することとした。

区 分		改 定 前	改 定 後
学 生	その者が一にする生計の主たる維持		
1人に	者が県内に住所を有する場合	101,500円	103,500円
つ き	その他の場合	203,000円	207,000円
聴講生	1人につき	27,700円	28,200円

- ( 4 ) 施行日  
 この条例は公布の日から施行することとした。ただし、土地収用法の一部改正に伴う手数料の新設及び額の改定については平成 14年 7月 10日から、住民基本台帳法の一部改正に伴う手数料の新設については平成 14年 8月 5日から施行することとした。
  - ( 5 ) 経過措置  
 熊本県立技術短期大学に平成 14年度に入学する聴講生に係る入学料の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることとした。
- 熊本県住民基本台帳法施行条例
- ( 1 ) この条例は、住民基本台帳法(昭和 42年法律第 81号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めることとした。(第 1条関係)
  - ( 2 ) 本人確認情報の保護に関する審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。  
 法第 30条の 9 第 1項の規定に基づき、熊本県本人確認情報保護審議会を設置することとした。(第 2条関係)  
 審議会は、委員 7人以内をもって組織することとした。(第 3条関係)  
 委員は知事が任命し、その任期は 2年とすることとした。(第 4条関係)  
 審議会の会長、会議及び庶務について所要の規定を設けることとした。

(第 5 条 ~ 第 7 条 関係)

その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定めることとした。(第 8 条 関係)

- (3) 本人確認情報の提供に係る手数料について必要な事項を定めることとした。指定情報処理機関が行う本人確認情報の提供に係る手数料(以下「情報提供手数料」という。)は、指定情報処理機関にその収入として収受させることとした。(第 9 条 関係)

情報提供手数料の額は、本人確認情報の提供に要する費用を本人確認情報の提供の見込み件数で除して得た額を基礎として、指定情報処理機関が知事の承認を受けて定めることとした。(第 10 条 関係)

- (4) この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定めることとした。(第 11 条 関係)

- (5) この条例は、平成 14 年 8 月 5 日から施行することとした。

熊本県立肥後学園設置条例の一部を改正する等の条例

- (1) 設置目的を知的障害児の入所施設から療育訓練を行う施設とすることとした。(第 1 条 関係)

- (2) 熊本県立肥後学園設置条例を廃止することとした。(第 2 条 関係)

- (3) 施行日

第 1 条の規定は公布の日から施行し、第 2 条の規定は平成 16 年 4 月 1 日から施行することとした。

熊本県沿岸漁業構造改善協議会等設置条例の一部を改正する条例

- (1) 条例の名称を「熊本県漁業経営構造改善協議会等設置条例」に改めることとした。

- (2) 事業の名称を「漁業経営構造改善事業」に、協議会の名称を「漁業経営構造改善協議会」に改めることとした。

- (3) 施行日

この条例は、公布の日から施行することとした。

- (4) 経過措置

この条例の施行の際に熊本県沿岸漁業構造改善協議会又は地区沿岸漁業構造改善協議会の委員である者は、改正後の条例の規定により県漁業経営構造改善協議会又は地区漁業経営構造改善協議会の委員として任命されたものとし、その任期は残任期間とすることとした。

土地収用法等に基づく参考人及び鑑定人の手当に関する条例

- (1) 土地収用法第 65 条第 1 項の規定により出頭した参考人又は鑑定人に対して、参考人又は鑑定人が意見陳述又は鑑定を行うに当たり必要とした特別の技能の程度又はこれに要した時間及び費用を考慮して、その都度熊本県収用委員会が定める額の手当を支給することとした。(第 2 条 関係)

- (2) 仲裁委員の求めに応じて意見陳述又は鑑定を行った参考人又は鑑定人に対して、参考人又は鑑定人が意見陳述又は鑑定を行うに当たり必要とした特別の技能の程度又はこれに要した時間及び費用を考慮して、その都度知事が定める額の手当を支給することとした。(第 3 条 関係)

- (3) 施行日

土地収用法の一部を改正する法律(平成 13 年法律第 103 号)の施行の日から施行することとした。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行することとした。

熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 同和教育推進業務手当を廃止することとした。

- (2) 教員特殊業務手当の支給対象となる日のうち、週休日等以外の土曜日に相当する日を休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が 4 時間である日に改めることとした。

- (3) 施行日

この条例は、公布の日から施行し、教員特殊業務手当の規定については、平成 14 年 4 月 1 日から適用することとした。

熊本縣市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 同和教育推進業務手当を廃止することとした。

- (2) 施行日

この条例は、公布の日から施行することとした。

熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 警察官に貸与する装備品の品目に識別章を追加し、手帳を警察手帳に改めることとした。

- (2) 施行日

この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、第 3 条第 2 号の改正規定は、平成 14 年 10 月 1 日から適用することとした。

熊本県警察の交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例を廃止する条例

- (1) 熊本県警察の交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例は、廃止することとした。

## ( 2 ) 施行日

この条例は、公布の日から施行することとした。

熊本県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

( 1 ) 地方自治法の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととした。

( 2 ) この条例は、公布の日から施行することとした。

## 条 例

熊本県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 14 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県条例第 43 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成 12 年熊本県条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 282 号の次に次の 1 号を加える。

( 282 ) の 2 土地収用法第 15 条の 7 第 1 項の規定に基づく仲裁の申請に対する審査

仲裁申請手数料 126,000 円

第 2 条第 1 項第 283 号中「120,000 円」を「158,000 円」に改め、同項第 492 号の次に次の 1 号を加える。

( 492 ) の 2 住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 37 第 2 項の規定に基づく本人確認情報の開示に関する事務

本人確認情報開示手数料 20 円

第 2 条第 1 項第 646 号中「101,500 円」を「103,500 円」に、「203,000 円」を「207,000 円」に、「27,700 円」を「28,200 円」に改める。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項第 282 号の次に 1 号を加える改正規定及び同項第 283 号の改正規定は平成 14 年 7 月 10 日から、同項第 492 号の次に 1 号を加える改正規定及び附則第 3 項の規定は同年 8 月 5 日から施行する。

( 経過措置 )

2 平成 14 年度に熊本県立技術短期大学校に入学する聴講生に係る入学料の額は、改正後の第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

( 熊本県収入証紙条例の一部改正 )

3 熊本県収入証紙条例（昭和 39 年熊本県条例第 24 号）の一部を次のように改正する。別表第 1 手数料の項第 443 号の次に次のように加える。

443 の 2 本人確認情報開示手数料

熊本県住民基本台帳法施行条例をここに公布する。

平成 14 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県条例第 44 号

熊本県住民基本台帳法施行条例

## 目 次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 熊本県本人確認情報保護審議会（第 2 条 - 第 8 条）

第 3 章 情報提供手数料（第 9 条・第 10 条）

第 4 章 雑則（第 11 条）

## 附 則

第 1 章 総則

( 趣 旨 )

第 1 条 この条例は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 熊本県本人確認情報保護審議会

( 設 置 )

第 2 条 法第 30 条の 9 第 1 項の規定に基づき、熊本県本人確認情報保護審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

( 組 織 )

第 3 条 審議会は、委員 7 人以内をもって組織する。

( 委 員 )

第 4 条 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- ( 会 長 )
- 第 5 条 審 議 会 に、 会 長 を 置 く。  
2 会 長 は、 委 員 の 互 選 に よ り 定 め る。  
3 会 長 は、 会 務 を 総 理 し、 審 議 会 を 代 表 す る。  
4 会 長 に 事 故 が あ る と き は、 会 長 が あ ら か じ め 指 名 す る 委 員 が そ の 職 務 を 代 理 す る。
- ( 会 議 )
- 第 6 条 審 議 会 は、 会 長 が 招 集 し、 議 長 と な る。  
2 審 議 会 は、 委 員 の 過 半 数 が 出 席 し な け れ ば、 会 議 を 開 く こ と が で き な い。  
3 審 議 会 の 議 事 は、 出 席 し た 委 員 の 過 半 数 を も っ て 決 し、 可 否 同 数 の と き は、 議 長 の 決 す る と ころ に よ る。
- ( 庶 務 )
- 第 7 条 審 議 会 の 庶 務 は、 総 務 部 に お い て 処 理 す る。
- ( 会 長 へ の 委 任 )
- 第 8 条 こ の 章 に 定 め る も の の ほ か、 審 議 会 の 運 営 に 関 し 必 要 な 事 項 は、 会 長 が 審 議 会 に 諮 っ て 定 め る。  
第 3 章 情 報 提 供 手 数 料
- ( 情 報 提 供 手 数 料 の 収 受 )
- 第 9 条 法 第 30 条 の 10 第 1 項 の 総 務 大 臣 が 指 定 す る 者 ( 以 下 「 指 定 情 報 処 理 機 関 」 と い う 。 ) が 行 う 法 第 30 条 の 7 第 3 項 の 規 定 に よ る 本 人 確 認 情 報 の 提 供 ( 以 下 「 本 人 確 認 情 報 の 提 供 」 と い う 。 ) に 係 る 手 数 料 ( 以 下 「 情 報 提 供 手 数 料 」 と い う 。 ) は、 指 定 情 報 処 理 機 関 に そ の 収 入 と し て 収 受 さ せ る。
- ( 情 報 提 供 手 数 料 の 額 )
- 第 10 条 情 報 提 供 手 数 料 の 額 は、 本 人 確 認 情 報 の 提 供 に 要 す る 費 用 を 本 人 確 認 情 報 の 提 供 の 見 込 み 件 数 で 除 し て 得 た 額 を 基 礎 と し て、 指 定 情 報 処 理 機 関 が 知 事 の 承 認 を 受 け て 定 め る。
- 第 4 章 雑 則
- 第 11 条 こ の 条 例 に 定 め る も の の ほ か、 こ の 条 例 の 施 行 に 関 し 必 要 な 事 項 は、 知 事 が 定 め る。
- 附 則
- こ の 条 例 は、 平 成 14 年 8 月 5 日 か ら 施 行 す る。

熊本県立肥後学園設置条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成 14 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 45 号

- 熊本県立肥後学園設置条例の一部を改正する等の条例
- 第 1 条 熊本県立肥後学園設置条例 ( 昭和 29 年熊本県条例第 10 号 ) の一部を次のように改正する。  
第 1 条を次のように改める。
- ( 設 置 の 目 的 )
- 第 1 条 知的障害児の療育訓練を行うため、熊本県立肥後学園 ( 以下 「 学 園 」 と い う 。 ) を 設 置 す る。
- 第 2 条 熊本県立肥後学園設置条例は、廃止する。
- 附 則
- この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県沿岸漁業構造改善協議会等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 14 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 46 号

- 熊本県沿岸漁業構造改善協議会等設置条例の一部を改正する条例
- 熊本県沿岸漁業構造改善協議会等設置条例 ( 昭和 37 年熊本県条例第 56 号 ) の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。  
熊本県漁業経営構造改善協議会等設置条例
- 第 1 条 第 1 項中 「 沿 岸 漁 業 構 造 改 善 事 業 」 を 「 漁 業 経 営 構 造 改 善 事 業 」 に、 「 熊 本 県 沿 岸 漁 業 構 造 改 善 協 議 会 」 を 「 熊 本 県 漁 業 経 営 構 造 改 善 協 議 会 」 に 改 め、 同 条 第 2 項 中 「 地 区 沿 岸 漁 業 構 造 改 善 協 議 会 」 を 「 地 区 漁 業 経 営 構 造 改 善 協 議 会 」 に 改 め る。
- 附 則
- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
2 この条例の施行の際現に熊本県沿岸漁業構造改善協議会の委員又は地区沿岸漁業構造改善協議会の委員である者は、この条例による改正後の熊本県漁業経営構造改善協議会の委員等設置条例第 3 条第 2 項又は第 4 項の規定により熊本県漁業経営構造改善協議会の委員又は地区漁業経営構造改善協議会の委員として任命されたものとする。この場合において、委員の任期は、この条例の施行の際における熊本県沿岸漁業構造改善協議会の委員

又は地区沿岸漁業構造改善協議会の委員としての残任期間に相当する期間とする。

土地収用法等に基づく参考人及び鑑定人の手当に関する条例をここに公布する。

平成 14 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 47 号

土地収用法等に基づく参考人及び鑑定人の手当に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。)第 65 条第 6 項及び土地収用法施行令(昭和 26 年政令第 342 号)第 1 条の 7 の 5 第 3 項第 2 号の規定に基づき、参考人及び鑑定人の手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(手当の支給等)

第 2 条 法第 65 条第 1 項の規定により熊本県収用委員会に命じられて出頭した参考人又は鑑定人には、手当を支給する。

2 前項の手当の額は、参考人又は鑑定人が意見陳述または鑑定を行うに当たり必要とした特別の技能の程度又はこれに要した時間及び費用を考慮して、その都度熊本県収用委員会が定める。

第 3 条 仲裁委員の求めに応じて意見陳述又は鑑定を行った参考人又は鑑定人には、手当を支給する。

2 前項の手当の額は、参考人又は鑑定人が意見陳述又は鑑定を行うに当たり必要とした特別の技能の程度又はこれに要した時間及び費用を考慮して、その都度知事が定める。

附 則

この条例は、平成 14 年 7 月 10 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、公布の日から施行する。

熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 14 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 48 号

熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本県立学校職員の給与に関する条例(昭和 29 年熊本県条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「週休日」の次に「(以下「週休日」という。)」を加える。

第 12 条第 1 項中「、同和教育推進業務手当」を削り、同条第 10 項第 3 号中「勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく週休日、」を「週休日若しくは休日等(」に、「若しくは国」を「又は国」に、「(以下この項において「週休日等」と総称する。)」を「をいう。以下同じ。)」に改め、同項第 4 号中「週休日等又は週休日等以外の土曜日若しくはこれに相当する日」を「週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が 4 時間である日」に改め、同条第 11 項を削り、同条第 12 項を同条第 11 項とする。

第 13 条第 10 号を削り、同条第 11 号を同条第 10 号とする。

第 15 条の 2 中「勤務時間条例第 3 条第 1 項、第 4 条及び第 5 条の規定に基づく」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 12 条第 10 項の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 14 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第 49 号

熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熊本県市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和 29 年熊本県条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条中「、同和教育推進業務手当」を削る。

第 11 条の 2 中「、教員特殊業務手当及び同和教育推進業務手当」を「及び教員特殊業務手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 14 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県条例第 50 号

熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する  
条例

熊本県警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例(昭和 29 年熊本県条例  
第 42 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「については、3」を「及び識別章については、各 3」に改め、第 8 号を第 9 号  
とし、第 3 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、同条第 2 号中「手帳」を「警察手帳」  
に改め、同号を同条第 3 号とし、同条第 1 号の次に次の 1 号を加える。

## (2) 識別章

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条第 2 号の改正規定は、平成 14 年  
10 月 1 日から施行する。

熊本県警察の交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例を廃止する  
条例をここに公布する。

平成 14 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県条例第 51 号

熊本県警察の交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例を廃止  
する条例

熊本県警察の交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例(昭和 45 年  
熊本県条例第 89 号)は、廃止する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 14 年 7 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県条例第 52 号

熊本県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

熊本県政務調査費の交付に関する条例(平成 13 年熊本県条例第 39 号)の一部を次のよ  
うに改正する。

第 1 条中「第 100 条第 12 項及び第 13 項」を「第 100 条第 13 項及び第 14 項」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 登載依頼

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 14 年 7 月 3 日

熊本県議会議長 荒 木 詔 之

## 熊本県議会会議規則第 1 号

熊本県議会会議規則の一部を改正する規則

熊本県議会会議規則(平成 3 年熊本県議会会議規則第 1 号)の一部を次のように改正す  
る。

目次中「第 15 章 補則(第 115 条)」を「第 15 章 議員の派遣(第 115 条) 第 16 章 補則(第 116 条)」に改める。

第 2 条第 2 項中「事故」を「公務、疾病、出産その他の事故」に改める。

第 3 条中「招集地に」を削り、「定め」を「定めたときは」に改める。

第 13 条中「招集地における議員の宿所若しくは連絡所」を「議員の住所(第 3 条の規定  
による届出をした者にあつては、当該届出の宿所又は連絡所)」に改める。

第 85 条第 1 項中「、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏  
名)を記載し、押印」を「及び請願者の住所(法人にあつてはその所在地)を記載し、請  
願者(法人にあつてはその名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印」に改める。

第 15 章中第 115 条を第 116 条とし、同章を第 16 章とし、第 14 章の次に次の 1 章を加え  
る。

## 第 15 章 議員の派遣

## (議員の派遣)

第 115 条 法第 100 条第 12 項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決で  
これを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定するこ  
とができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間そ

の他必要な事項を明らかにしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

